

令和8年度 福島県育休任期付職員 採用候補者登録試験 受験案内

令和8年5月
福島県

- ◆ 福島県庁及び県の出先機関（知事部局、病院局、教育委員会（市町村立学校を除く）、警察本部等の各機関（県外事務所を含む））において、育休休業を取得する職員の代替として勤務する職員（育休任期付職員）を募集します。

- この登録試験の合格者は、「育休任期付職員採用候補者名簿」（候補者名簿）に登録され、10か月以上の育休休業を取得する職員があった場合に採用されます。
- 勤務する県の機関は、育休休業を取得する職員が勤務している機関です。（具体的な勤務所については、合格者に個別に連絡します。採用にあたっては、合格者の意向を踏まえ決定します。）
- 候補者名簿の有効期間は名簿登録の日（令和8年8月21日）から3年間です。
- 採用は、合格発表日以降から随時開始されますが、職員の育休休業の取得状況によっては、候補者名簿に登録されても、採用されない場合があります。
- 任期はおおむね10か月以上3年未満で、各職員の育休休業請求期間に応じて採用時に決定されます。

- ◆ 受付期間 令和8年5月8日（金）～令和8年6月5日（金） 消印有効

1. 区分試験（職種）、登録予定人員及び職務内容等の一例

区分試験 （職種）	登録予定 人員	職務内容等の一例
一般事務A	47名程度	知事部局、病院局、教育委員会（市町村立学校を除く）及び警察本部等の本庁又は出先機関において、一般行政の事務に従事します。
一般事務B ※	2名程度	知事部局、病院局、教育委員会（市町村立学校を除く）及び警察本部等の浜通り地域に所在する出先機関において、一般行政の事務に従事します。
一般事務C ※	4名程度	知事部局、病院局、教育委員会（市町村立学校を除く）及び警察本部等の会津地域に所在する出先機関において、一般行政の事務に従事します。
看護師	1名程度	看護業務（県立病院を除く）に従事します。
保健師	3名程度	保健福祉部の本庁又は出先機関において、保健指導、健康増進等の業務に従事します。
栄養士	1名程度	学校給食を実施する学校等に対する栄養管理指導、衛生管理指導等の業務に従事します。
福祉	1名程度	児童相談所や総合療育センター等において、児童や家庭に関する相談・調査指導、生活支援等の業務に従事します。

- ※ 一般事務Bは勤務地を「浜通り地域」に限定して募集します。
(浜通り地域…いわき市、相馬市、南相馬市並びに双葉郡及び相馬郡の町村)
- ※ 一般事務Cは勤務地を「会津地域」に限定して募集します。
(会津地域…会津若松市、喜多方市並びに南会津郡、耶麻郡、河沼郡及び大沼郡の町村)
- ※ 上記のうち、複数の区分試験を併願することはできません。

2. 受験資格

各職種における受験資格は下記のとおりとなります。

なお、全ての職種において年齢要件はありません。

区分試験 (職種)	受 験 資 格
一般事務A 一般事務B 一般事務C	資格要件はありません。
看 護 師	保健師助産師看護師法第7条第3項で定める看護師の免許を有する人
保 健 師	保健師助産師看護師法第7条第1項で定める保健師の免許を有する人
栄 養 士	栄養士の免許を有する人
福 祉	次の(1)から(4)のいずれかに該当する人 (1) 大学において、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した人(大学院においては、同内容を専攻する研究科) (2) 都道府県知事が指定する児童福祉司若しくは児童福祉施設の職員を養成する学校その他の施設を卒業した人 (3) 都道府県知事が指定する講習会の課程を修了した人 (4) 上記(1)～(3)と同等の資格があると認める人

◆ 次のいずれかに該当する人は受験できません。

- 日本の国籍を有しない人(看護師を除く)
- 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
- 福島県職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない人
- 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人

3. 試験日時、試験場及び合格者発表

区分	日 時	試 験 場	合格者発表日
1 次 試 験	令和8年6月13日(土) 9:30～12:00 (受付は9:00～9:30) (注1)	福島県自治会館3階大会議室 (住所：福島市中町8-2)	令和8年7月8日(水) (注2)

2 次 試 験	令和8年7月21日(火) ※詳細は、第1次試験合格者に別途通知します。	福島県本庁舎5階正庁 (住所：福島市杉妻町2-16)	令和8年8月21日(金) (注2)
------------------	--	-------------------------------	----------------------

- (注1) 受付は、福島県自治会館1階正面玄関で行います。
- (注2) 合格者発表は、福島県庁前掲示場に合格者の受験番号を掲示するほか、合格者には文書で通知します。(履歴書の現住所欄に記載された住所へ送付します。)
また、福島県人事課のホームページにも合格者の受験番号を掲載します。
(ホームページアドレス <https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/01125c/>)
なお、不合格者に対しては通知しません。

4. 試験種目及び内容

区分	区分試験 (職種)	試験種目	試験内容
一次試験	一般事務A 一般事務B 一般事務C	教養試験 (多肢選択式) (50題)	職員として必要な一般的知識及び知能についての筆記試験(高校卒程度)
	看護師	書類選考	申込時に提出された書類による選考 (1次試験会場への来場は不要です)
	保健師	書類選考	申込時に提出された書類による選考 (1次試験会場への来場は不要です)
	栄養士	書類選考	申込時に提出された書類による選考 (1次試験会場への来場は不要です)
	福祉	専門試験 (記述式)	職員として必要な専門的知識、技術及び能力についての筆記試験(大学卒程度)
二次試験	全職種	適性検査	職務遂行に必要な適性についての検査
		口述試験	人物についての個別面接による試験

《職種別出題分野(予定)》

一般事務A 一般事務B 一般事務C 【教養試験(高校卒程度)】	社会科学、人文科学、自然科学、文章理解、判断推理、 数的推理及び資料解釈
福祉	心理学、社会学、教育学、社会福祉学、児童福祉論、社会福祉 援助技術 ※上記分野の中から問題を抽出して出題します。

5. 試験種目ごとの配点及び満点

区分試験（職種）	教養・専門試験	口述試験	適性検査	満点
一般事務A 一般事務B 一般事務C 福祉	100	90	適否	190
看護師	—	90	適否	90
保健師	—	90	適否	90
栄養士	—	90	適否	90

※採点方法

1次試験の教養試験及び専門試験は、粗点(正答数)をそのまま用いるのではなく、平均点及び標準偏差等を用いて以下の方法で算出した標準点を用いており、受験者の点数は概ね0点～100点に分布します。

<標準点の算出方法>

$$\text{標準点} = 15 \times \frac{A - B}{C} + 50$$

A : ある受験者の教養試験又は専門試験の粗点
B : 教養試験又は専門試験の平均点
C : 教養試験又は専門試験の標準偏差

6. 合格基準及び合格者の決定方法について

最終合格者は、第1次試験と第2次試験の得点を合計したうえで、登録予定者数を勘案して決定されます。

ただし、一定基準に達しない試験種目が一つでもある場合には、他の試験種目の成績にかかわらず不合格となります。

なお、適性検査については、適か否かの判定となり、得点化の対象とはなりません。適性検査において否となった場合には、他の試験種目の成績にかかわらず不合格となります。

7. 受験手続

(1) 受験申込みの方法

区分試験（職種）	提出書類
全職種共通	① 履歴書（指定様式） ② 面接カード（指定様式）
※ 以下の職種については、上記①、②のほかに以下の書類をそれぞれ添付してください。	
看護師	看護師免許証の写し
保健師	保健師免許証の写し
栄養士	栄養士免許証の写し
福祉	■ 受験資格(1)、(2)の該当者 受験資格を満たすことを証明する書類（学校卒業証明書・成績証明書(厳封)）

	<p>■ 受験資格 (3)の該当者</p> <p>受験資格を満たすことを証明する書類（講習会の課程修了証の写し又は登録証等の写し）</p>
<p>○ 履歴書、面接カードは、必ず指定した様式（当案内に掲載）を使用してください。</p> <p>○ 履歴書には必ず、裏面に氏名を記載した顔写真を貼り、黒インクのペン又はボールペンで記入してください。</p> <p>○ 合格者への通知は、履歴書の現住所欄に記載された住所へ送付します。</p> <p>○ 履歴書、面接カードの提出後に、内容の変更が発生した場合には、速やかに福島県総務部人事課へ連絡し、指示に従ってください。</p>	

提出方法及び提出先	
持参又は郵送のいずれかの方法により提出してください。	
○ 持参する場合	福島県人事課に直接提出してください。
○ 郵便による場合	<p>封筒の表に朱書きで「育休任期付申込」と書いて、必ず簡易書留にして送付してください。</p> <p>（送付先）〒960-8670 福島市杉妻町 2-16 福島県総務部人事課</p> <p>なお、簡易書留によらない方法で事故が発生した場合の責任は負いません。</p>

受付期間及び受付時間	
令和8年5月8日（金）から令和8年6月5日（金）まで	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 郵便による場合は、令和8年6月5日（金）消印有効とします。 ・ 受付期間経過後の申込みは、一切受け付けません。 ・ 受付時間は、月曜日から金曜日までの午前8時30分から午後5時15分までです。 	

(2) 受験の際の注意事項

試験当日持参するもの	<p>① 鉛筆又はシャープペンシル（HBに限る。）</p> <p>② プラスチック消しゴム</p>
その他	<p>○ 試験当日会場に到着したら、受付係員に区分試験（職種）及び氏名を述べ、係員の指示に従ってください。</p> <p>○ 遅刻は原則として認めません。</p> <p>○ 申込み後の区分試験（職種）の変更は認めません。</p> <p>○ 試験会場へは公共交通機関をご利用ください。</p> <p>○ 災害の発生等、やむを得ない事情により試験の日時や会場等を変更する場合、又はその他緊急の連絡をする場合は、福島県人事課のホームページでお知らせします。（https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/01125c/）</p>

8. 給与及び勤務時間等

育休任期付職員は、任期が定められていること以外、給与、勤務時間等については任期の定めのない職員と同様に地方公務員法等の規定が適用され、採用後は、一般職の職員として勤務していただくこととなります。

- (1) 令和8年4月1日現在の給料月額、次表のとおりです。なお、学歴が次表よりも上位であったり、職歴がある場合には、その内容によって次表の月額よりも高い額に決定されます。

区分試験	給料月額	給料決定上の学歴
・一般事務A ・一般事務B ・一般事務C	210,600円	高校卒
・保健師	277,000円	大学卒
・福祉	242,500円	大学卒
・看護師	267,700円	短大卒
・栄養士	234,900円	短大卒

- (2) 任期の定めのない職員と同様に、扶養手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、超過勤務（残業）手当、期末・勤勉手当（ボーナス）などが、それぞれの支給要件に応じて支給されます。
- (3) 勤務時間については、原則として月曜日から金曜日までの週5日、1日7時間45分勤務です。

9. 勤務条件等

- (1) 勤務時間・休暇

○ 勤務時間は、原則として月～金曜日の8:30～17:15（休憩1時間を含む）で、土日、祝日及び年末年始の閉庁日は休日となります。なお、フレックスタイム制により、ライフスタイルに合わせて勤務時間を選択可能です。

※ 勤務場所により異なる場合があります。

○ 時間外勤務を命じる場合があります（超過勤務手当が支給されます）。

○ 年次有給休暇（年間20日間、繰り越しにより最大40日間）のほか、夏季、結婚、出産、病気、子育て・家族看護、介護、ボランティアなどを事由とする休暇があります。

- (2) 福利厚生

○ 地方公務員等共済組合法の規定に基づき健康保険及び厚生年金の給付を、地方公務員災害補償法の規定に基づき公務災害補償をそれぞれ行います。

○ 共済・共助制度があり、病気・けが・出産時の助成、結婚・子どもの入学時の祝い金などの給付のほか、住宅資金等の貸付も行っています。

※ 職員は共済組合・共助会に加入し、掛金は給料から控除されます。

○ 県内各地に職員公舎があり、一定の条件により入居できます。

- (3) 従事すべき業務の範囲

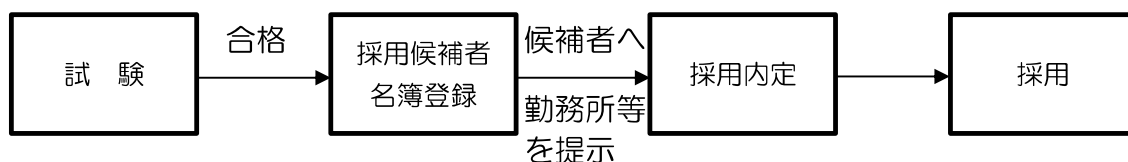
○ 福島県における全ての業務に従事する可能性があります。

(4) その他

- 受動喫煙を防止するための措置として、敷地内禁煙（屋外に喫煙場所設置の場合あり）を行っています。

10. 合格から採用まで（任用期間等について）

- (1) この試験の最終合格者は、令和8年8月21日付けで「育休任期付職員採用候補者名簿」（候補者名簿）に登録され、令和8年8月21日以降で育児休業を取得する職員があった場合に採用されます。
- したがって、必ずしも令和8年8月21日以降採用されるとは限らず、職員の育児休業の取得状況によっては、候補者名簿に登録されても、採用されない場合があります。
- (2) 候補者名簿の有効期間は令和8年8月21日から令和11年8月20日まで（3年間）です。
- (3) 任命権者が、採用候補者の中から順次採用者を決定します。
- (4) 育休任期付職員の任期は、おおむね10か月以上3年未満で、各職員の育児休業請求期間に応じて採用時に決定されることとなります。なお、職員の育児休業期間に変更があった場合は、任期が更新され、又は短縮される場合があります。また、候補者名簿の有効期間内であれば、一度任用された場合でも、再度任用されることがあります。



- (5) 令和8年12月25日までに施行予定の学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（以下「こども性暴力防止法」という。）に基づき、こどもと接する業務の従事者（児童相談所の従業者のうち児童の指導又は一時保護に関する業務を行うもの等）については、特定性犯罪の前科の有無を確認するための犯罪事実確認が必要となります。

特定性犯罪の前科がある場合（特定性犯罪事実該当者の場合）、こども性暴力防止法に基づき、当該業務に従事させないこと等の措置を講じる必要があるため、採用までの間に、書面等により特定性犯罪事実該当者であるか否かを確認することがあります。なお、この結果、該当者であることが判明した場合は、当該業務に従事することができない、または採用しないことがありますので、あらかじめご了承ください。

※ 「特定性犯罪」、「特定性犯罪事実該当者」の内容については、こども性暴力防止法第2条第7項及び第8項を参照してください。

11. 試験結果（成績）の提供

この試験の結果（成績）については、下記のとおり、受験者本人へ閲覧により提供します。
なお、電話、はがき等による請求では提供できませんので、受験者本人であることを明らかにする書類（運転免許証、学生証、旅券等）を持参のうえ、受験者本人が直接おいで下さい。

試験	対象者	提供内容	提供期間	提供場所
第1次試験	第1次試験 不合格者	第1次試験の得点及び順位	合格者発表日から 1か月間	福島県総務部人事課 (住所：福島市杉妻町 2-16) 提供時間（平日のみ） 8:30～12:00 13:00～17:00
第2次試験	第2次試験 受験者	総合得点、総合順位及び 適性検査の適否		

12. その他

- (1) この受験案内及び提出用紙は福島県人事課のホームページ
(<https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/01125c/>) から入手できます。
- (2) 障がい等により受験に際し配慮を希望する場合は、申込期間内に
福島県人事課（Tel：(024)521-7033）までご連絡ください。

受験番号

氏名

4 趣味

5 最近関心を持ったこと

6 希望勤務地及びその理由

第1希望（ ） 第2希望（ ） 第3希望（ ）

- ※ 上記カッコ内に次の数字を記入すること。
- ※ 一般事務Bを受験する場合は、⑥と⑦のみ記入すること。
- ※ 一般事務Cを受験する場合は、④と⑤のみ記入すること。

- ① 県北地域 ② 県中地域 ③ 県南地域 ④ 会津地域
- ⑤ 南会津地域 ⑥ 相双地域 ⑦ いわき地域 ⑧ どこでも可

上記の理由

